四　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するものに関するものに限る。）。

五　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六　国際経済事情に関する調査を行うこと（対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するものに関するものに限る。）。

第六十七条第一号から第五号までの規定中「連携」の下に「及び経済協力開発機構」を加える。

第八十四条中「海外邦人安全課」を「海外邦人緊急事態課」に改める。

第八十五条第二号から第四号まで、第七号、第八号及び第十三号中「海外邦人安全課」を「海外邦人緊急事態課」に改める。

第八十六条（見出しを含む。）中「海外邦人安全課」を「海外邦人緊急事態課」に改める。

第八十九条第一項中「三人」を「二人」に改める。

附　則

この政令は、令和七年八月一日から施行する。

外務大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　石破　茂

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七十四号

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十六条第一項の規定により読み替えてなおその効力を有することとされる日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百一号）第一条の規定による改正前の道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「管理有料高速道路承継会社（法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社をいう。）の成立の日から起算して二十年を超えない」を「令和二十七年九月三十日以前である」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七十五号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年八月四日とする。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七十六号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、並びに同法附則第五条第一項及び第六条第一項、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十一条第六項、第五十四条第七項、第六十一条第一項、第六十八条第一項、第六十九条第一項第二号及び第七十二条第二号、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第三項第一号イ、ヘ及びト並びに第八項第二号から第四号まで並びに第八十六条第二項、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第二項、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十二条第四項、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十六条の四第六項、第十六条の六第四項及び第十九条第六項、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第七条）

第二章　経過措置（第八条）

附則